

2019年4月1日

群馬県医師会  
会員各位

群馬県医師会長  
須藤英仁

日本医師会「医療機関における検体検査業務の制度確保に向けた手引き」  
について

昨年2018年6月に「医療法等の一部を改正する法律」が成立し、検体検査の精度確保に関する規定が2018年12月1日より施行されています。

この法律で最も大きなポイントは、全ての医療機関で、検体検査を行なっている場合には、**精度確保の責任者を置くことと標準作業書及び作業日誌台帳関係**を作成する義務が課せられました。

多くの診療所では、血算検査や生化学検査、特に血糖など機器を使った検査結果を患者さんに示されていることと思います。こうした検査に対しての精度管理が求められています。必要書類を可及的早期に整備いただくこととなります。日本医師会が手引きを作成していますのでご参照ください。(手引きPDFは、下記websiteよりダウンロード可能です)

※医療機関における検体検査業務の精度確保に向けた手引き

(平成30年12月発行 第1版 公益社団法人 日本医師会)

[https://jmamdc.med.or.jp/images/tebiki\\_20181228.pdf](https://jmamdc.med.or.jp/images/tebiki_20181228.pdf)

なお、群馬県医師会員の皆さまには、より具体的な方法を示しています。  
[こちら \(PDF ファイル\)](#) をご覧ください。